

33. 船舶消毒作業料

1. 免除検査・衛生検査に関する料金

(A) 基本料金

総屯数		免除検査
	5,000 屯未満	56,000 円
5,000 屯以上	10,000 "	58,000
10,000 "	50,000 "	60,000
50,000 "		その都度協定

(B) 附帯料金

(1) 検疫申請に必要な収入印紙は下記の通りとする。

総屯数	500屯まで	15,300円
"	1,000 "	22,900円
"	5,000 "	25,400円
"	10,000 "	27,900円
"	50,000 "	32,900円
"	50,000屯を超過するとき	37,900円
	※証明書料 1 枚に付	830円

(2) 下記打合わせ及び検疫官送迎ボート又は車代は、別途実費を申し受けます。

(3) 証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて別途作業料金を申し受けます。

(4) 殺そ作業を要する場合は、別に定める殺そ作業料金表により作業料を申し受けます。

(C) 割増料金

(1) 出張作業については、旅費・日当・宿泊代の実費の外、基本料金の3割増以上となります。

(2) 休日祭日作業及び土曜日午後の作業は基本料金の5割増以上となります。

(3) 漁船用母船・客船・訓練船等については基本料金の5割増以上とします。

[備考]

(イ) 小型船舶（漁船）については、別途お見積申し上げます。

2. 船艙の虫類駆除作業料金

(A) 基本料金

1 船艙につき (単位C/M)		基本料金 (円)
	2,000 未満	44,000
2,000 以上	3,000 "	48,000
3,000 "	4,000 "	52,000
4,000 "	5,000 "	56,000
5,000 "		別途見積

(註 本料金表は、薬価は含みません)

(B) 適用事項

- (1) 上記料金表は殺虫剤 (有機燐剤) 噴霧の料金を示し、他の薬品 (塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等) 使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (2) 一部の船艙のみ駆除を実施する場合は、最低料金55,000円を申し受けます。
- (3) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

(C) 割増料金

- (1) 土曜日午後、休日祭日又は半夜作業については、基本料金の5割増、徹夜作業については基本料金の12割以内の割増となります。
- (2) 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。

[備考]

- (イ) 上記料金には通船料を含みません。
- (ロ) 一船艙の作業が2日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

3. 居住区のごキブリ駆除作業料金

(A) 基本料金

総屯数		基本料金 (円)
	3,000屯未満	85,000
3,000屯以上	5,000 "	90,000
5,000 "	7,000 "	95,000
7,000 "	10,000 "	105,000
10,000 "	20,000 "	115,000
20,000 "	50,000 "	125,000
50,000 "		その都度協定

(註 本料金表は薬価を含みます)

(B) 適用事項

- (1) ゴキブリ以外の害虫（キクイムシ、コクゾウムシ、ナンキンムシ等）駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。
- (2) 上記料金は殺虫剤（有機燐剤）噴霧の作業料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等）使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (3) 部分駆除作業は基本料金の7割以上とします。
- (4) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

(C) 割増料金

- (1) 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については基本料金の7割以上となります。
 - (2) 土曜日、午後、休日祭日又は半夜作業については基本料金の3割増、徹夜作業については基本料金の8割増となります。
 - (3) 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。
- 備考：上記料金には通船料を含みません。

4. 鼠族駆除作業料金

(A) 基本料金

総屯数		基本料金（円）	
		初日	その後1日に付
3,000屯以上	3,000屯未満	53,000	26,500
	5,000 "	58,000	29,000
	10,000 "	64,000	32,000
	10,000 "	70,000	35,000

(B) 付帯条件および割増料金

- (1) 上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- (2) 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。
- (3) 通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

5. 飲料水等水質検査料金

- 1 検体 16,000円
- 但し、交通費は別途実費を申し受けます。

◎ 消費税について

1. 輸入植物（青果物、こく類、木材、種菌等）のくん蒸は原則として輸出免税等の適用により消費税は免除されます。

但し、本船通関又は船通関により内貨になったもののくん蒸は課税対象となります。

2. 上記以外のくん蒸などサービスの提供につきましては消費税分10%をお支払い頂き度くお願い申し上げます。

（イ）見積書、請求書、領収書等に消費税は別枠表示と致します。

（ロ）消費税額の端数処理は1円未満は四捨五入とさせていただきます。